

イーストスプリング新興国スタープレイヤーズ ポートフォリオ概況について

追加型投信 / 海外 / 株式

販売用資料 2018年11月

平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

2018年10月26日に設定いたしました弊社ファンド「イーストスプリング新興国スタープレイヤーズ」（以下「当ファンド」といいます。）は、同日より「イーストスプリング・サステイナブル新興国株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じてポートフォリオの構築を進めてまいりました。11月9日現在、当ファンドの基準価額は10,644円（設定来+6.44%）、純資産総額は約6億円となっており、マザーファンドを通じて新興国株式を約92%*組み入れています（ETFを通じた新興国株式への投資を含む）。今後も市場の流動性や当ファンドの追加設定状況を勘案しながら、株式の組入比率を高位に保つ方針です。

*当ファンドの純資産総額に対する比率。先物を除く

▶ 当ファンド設定来の市場環境

- 米中貿易摩擦や米国の中間選挙などの影響を受け株式市場はグローバルに変動性の高い局面が続いていました。一方で、原油価格が落ち着きを見せており、米国の利上げ観測も概ね市場に織り込まれたことから、年内は再び個別企業のファンダメンタルズに注目が集まる展開となることが予想されます。

▶ 今後の市場見通し

- 貿易摩擦の長期化は依然として株式市場のリスク要因ですが、一方で新興国株式市場はこういった悪材料を既に織り込んでいるとの見方もあり、新興国株式投資は魅力的であると考えています。
- 規律を持って行われている新興国企業の設備投資は収益性の向上に繋がっていると見ており、2018年、2019年の投下資本利益率（ROIC）については更なる改善を予想しています。また、2018年を通じて新興国企業の収益予想は下方修正が進んだものの、増益率において多くの企業はプラスとなっています。
- 新興国企業の収益性改善が見込まれる中、新興国株式市場は株価バリュエーションでみて過去の平均と比べて割安な水準にあります。株価収益率（PER）の比較で見ても新興国株式は先進国株式に対して約40%割安な水準にあり、多くのアジア株式においてPERは数年来の最低水準にあります。過去の経験から新興国株式は割安状態解消への転換点にあると考えています。先進国市場へのリスク回避の資金フローが、新興国への資金フローへと反転する可能性があります。
- メキシコ、ブラジルの大統領選挙が終了し、来年はインドネシア、インドでも総選挙が行われる予定です。新興国で進んできた財政、労働市場、年金制度などの構造改革、反汚職政策などの流れは継続し、これらは株式市場を下支えする要因になると考えています。

▶ 投資方針

- 当ファンドでは、各業界においてROICが高く、確固たる競争優位性を持つ会社を厳選して投資を行います。銘柄の選定にあたっては、相対的な銘柄の割安度に加えて、ESG（環境・社会・ガバナンス）理念を考慮します。足元で新興国の幅広い業種でROICの改善が見られていることは、より多くの魅力的な銘柄を組み入れる好機であると考えています。

当ファンドのリスク、手数料等の概要は、当資料内の「投資リスク」、「ファンドの費用」の欄をご覧ください。
また、それぞれの詳細につきましては、最新の投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

英国ブルーデンシャル社はイーストスプリング・インベストメンツ株式会社の最終親会社です。最終親会社およびそのグループ会社は主に米国で事業を展開しているブルーデンシャル・ファイナンシャル社とは関係がありません。

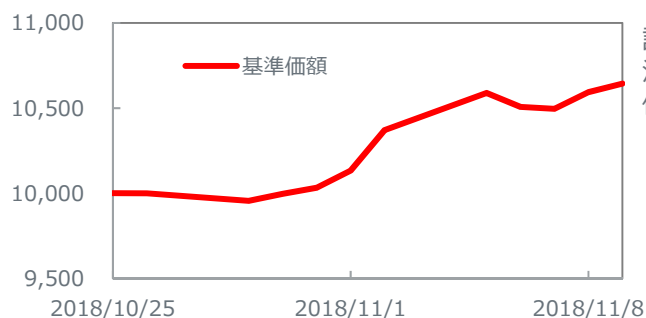
イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第379号 / 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

181114(10)

<基準価額の推移>

作成基準日:2018年11月9日



設定日： 2018年10月26日
 決算日： 毎年4月24日および10月24日（休業日の場合は翌営業日）
 信託期間： 2018年10月26日から2028年10月24日まで

基準価額	10,644円
総資産総額	6.13億円

※基準価額は、ファンド設定日の前営業日を10,000 として表示しています。
 ※基準価額は、信託報酬控除後の数値です。
 ※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

<マザーファンドの運用状況> (2018年11月9日時点)

※韓国、インドネシア、中国、インドについては現状ETFを組み入れています。
 株式投資口座の開設後に個別銘柄に投資する予定です

【資産別組入状況】

現物株式	74.4%
その他証券	17.9%
現金・その他	7.7%
総資産額	100.0%

【組入上位10銘柄】

	銘柄名	国・地域	業種	比率
1	MSCI韓国 ETF	韓国	-	10.1%
2	台湾セミコンダクターADR	台湾	半導体・半導体製造装置	5.7%
3	サムスン電子GDR	韓国	テクノロジー・ハードウェア および機器	5.4%
4	テンセント・ホールディングス	ケイマン諸島	メディア・娯楽	4.4%
5	ルクオイルADR	ロシア	エネルギー	4.2%
6	中国海洋石油	香港	エネルギー	3.8%
7	DBSグループ・ホールディングス	シンガポール	銀行	3.7%
8	MSCIインドネシア ETF	インドネシア	-	3.1%
9	ナイスADR	イスラエル	ソフトウェア・サービス	2.9%
10	ブラジル・ボルサ・バルカオン	ブラジル	各種金融	2.9%

【国別構成比率】

韓国	15.5%
中国	14.3%
香港	11.7%
ケイマン諸島	9.8%
南アフリカ	5.9%
台湾	5.7%
ブラジル	5.3%
ロシア	4.2%
シンガポール	3.7%
インドネシア	3.1%
イスラエル	2.9%
メキシコ	2.8%
インド	2.2%
アメリカ	1.3%
オランダ	1.2%
ジャージー	1.0%
タイ	0.9%
バミューダ	0.7%
総計	92.3%

※比率は、マザーファンドの純資産総額を100%として計算しています。
 ※業種区分は、原則としてMSCI/S&P GICSに準じています(一部イーストスプリング・インベストメンツの判断に基づく分類を採用)。
 なお、GICSに関する知的財産権は、MSCI Inc.およびS&Pにあります。
 ※国・地域は、株式については当該銘柄の登録国・地域を記載、ADR、GDR、ETFについては投資対象国を記載しています。
 ※銘柄名は、イーストスプリング・インベストメンツが翻訳したものであり、発行体の正式名称と異なる場合があります。
 ※組入上位10銘柄の情報は個々の銘柄の紹介を目的としてイーストスプリング・インベストメンツが作成したものであり、特定の銘柄の推奨や将来の値動きを示唆するものではありません。

当ファンドのリスク、手数料等の概要は、当資料内の「投資リスク」、「ファンドの費用」の欄をご覧ください。また、それぞれの詳細につきましては、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

ファンドの特色

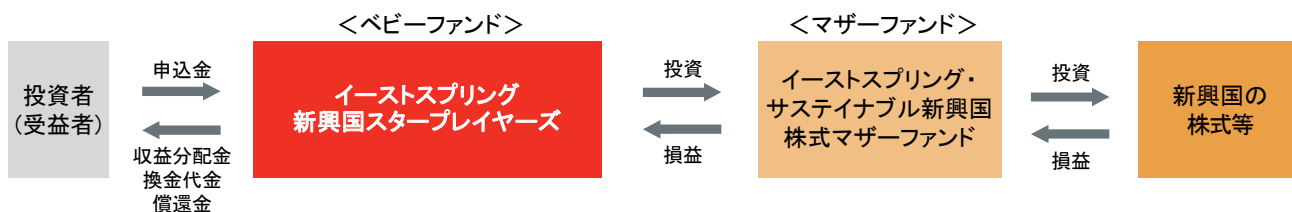
- 1 主として、新興国の株式に投資を行い、中長期的な値上がり益の獲得を目指します。**
 - ▶ 新興国の企業または新興国において主たる事業を展開する企業の中から、持続的な成長が期待される銘柄に投資を行います。
 - ▶ 株式にはDR(預託証券)が含まれます。
 - ▶ 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。
- 2 株式等の運用は、フォントベル・アセット・マネジメントAGが行います。**
 - ▶ フォントベル・アセット・マネジメントAGに株式等の運用の指図に関する権限を委託します。
 - ▶ スイス・チューリッヒを拠点とする新興国の株式投資およびサステナブル運用戦略に特化したチームの運用力を最大限に活用します。
 - ▶ ESG(環境・社会・ガバナンス)理念に基づくスクリーニングを導入しています。

<フォントベル・アセット・マネジメントAGについて>

- ・1988年に設立されたグローバルに展開するアクティブ運用会社。
- ・スイスに本拠地を置き、運用資産総額は約1,213億スイスフランに上ります(約14兆円、2017年12月末現在)。
- ・マルチ・ブティック・アプローチによって、株式、債券およびマルチアセットの運用に注力しています。

ファンドの仕組み

- ◆ 当ファンドは、ファミリーファンド方式を採用し、「イーストスプリング・サステナブル新興国株式マザーファンド」への投資を通じて、主として新興国の株式に投資します。
- ◆ 「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまはベビーファンドに投資し、ベビーファンドはその資金を主としてマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



- 3 銘柄選定にあたっては、「投下資本利益率」、「業界内での競争優位性」、「株価の上昇余地」、「ESG(環境・社会・ガバナンス)理念」に着目します。**

ESG(環境・社会・ガバナンス)理念とは

持続可能(サステナブル)な社会の発展に貢献するため、以下の3つの要素を重視した経営理念のことです。

Environment(環境)
Social(社会)
Governance(ガバナンス(企業統治))

ESGの要素に着目することで、投資対象企業の成長の持続性や、財務情報からだけでは判断できないリスクを見極めることにつながると考えられます。



- 4 外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行いません。**
 - ▶ 原則として、対円での為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。
- 5 年2回決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。**
 - ▶ 原則として、毎年4月24日および10月24日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等から、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
 - ▶ 分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、値動きのある有価証券を実質的な主要投資対象とするため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

<基準価額の変動要因となる主なリスク>



株価変動リスク

株式の価格は、内外の政治経済情勢、株式を発行する企業の業績および信用状況等の変化の影響を受け変動します。当ファンドは主に株式に実質的に投資を行いますので、基準価額は株価変動の影響を受けます。



為替変動リスク

当ファンドは、実質的な組入外貨建資産において、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、為替レートの変動の影響を受けます。為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。



信用リスク

有価証券の発行者の経営・財務状況やそれらに対する外部評価の変化により、組入れた有価証券の価格が大きく下落し、基準価額の下落要因となる場合があります。



流動性リスク

組入れた有価証券の市場規模が小さく取引量が少ない場合や市場が急変した場合、当該有価証券を希望する時期や価格で売却できないことがあり、基準価額の下落要因となる場合があります。



カントリーリスク

新興国の金融市場は先進国に比べ、安定性、流動性等の面で劣る場合があります。政治、経済、国家財政の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。これに伴い、投資資産の価格が大きく変動することや投資資金の回収が困難になることがあります。

(注) 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。マザーファンドは、複数のベビーファンドの資金を運用する場合があるため、他のベビーファンドからのマザーファンドへの資金流入の動向が、基準価額の変動要因となる場合があります。
- 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（流動性の極端な減少等）があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けたお申込みの受け付けを取消すことがあります。
- 分配金は計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。
- 税制が変更されたときには、基準価額が影響を受ける場合があります。税金の取扱いにかかる関連法令・制度等は将来変更される場合があります。

※詳細につきましては、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

お申込メモ

購入単位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。
購入価額	お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	お申込みの販売会社の定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。
換金価額	換金の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。
換金代金	換金の受付日から起算して原則として6営業日目からお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	営業日が以下の日のいずれかにあたる場合は購入・換金のお申込みはできません。 ①ルクセンブルグの金融商品取引所の休場日または銀行休業日 ②チューリッヒの金融商品取引所の休場日または銀行休業日 ③香港の金融商品取引所の休場日または銀行休業日 なお、上記以外に委託会社の判断により、購入・換金申込受付不可日とする場合があります。
申込締切時間	原則として午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込分とします。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、また信託財産の効率的な運用を維持するため、当ファンドの残高規模、市場の流動性の状況等によっては、一定の金額または純資産総額に対し一定の比率を超える大口の換金に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、すでに受付けたお申込みの受け付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。
信託期間	2018年10月26日から2028年10月24日まで
繰上償還	以下のいずれかにあたる場合には、受託会社と合意のうえ、繰上償還を行うことがあります。 ①純資産総額が20億円を下回ることとなった場合 ②受益者のため有利であると認める場合 ③やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年4月24日および10月24日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	原則として毎決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。 また、受益者と販売会社との契約によっては、税金を差引いた後、無手数料で収益分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	2,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	委託会社は、年2回の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知っている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」の適用対象です。益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	3.78%(税抜3.5%)を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、お申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。
信託財産留保額	換金の受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して 年率1.944%(税抜1.80%) 計算期間を通じて毎日費用として計上され、日々の基準価額に反映されます。信託財産からは毎計算期末または信託終了時に支払われます。	
	委託会社	年率1.080%(税抜1.00%)
	販売会社	年率0.810%(税抜0.75%)
受託会社	年率0.054%(税抜0.05%)	
その他の費用・手数料	信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、公告費用等)は、純資産総額に対して年率0.10%を上限とする額が毎日計上され、毎計算期末または信託終了時に信託財産から支払われます。 また、組入価証券の売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等についても信託財産から支払われます。 「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。	

※委託会社の報酬には、マザーファンドの運用の委託先への報酬が含まれます。

※投資者のみならずが負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびその他の関係法人の概要は以下の通りです。

委託会社	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第379号 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 当ファンドの委託会社として信託財産の運用業務等を行います。
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社) 当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理業務等を行います。
販売会社	販売会社に関しては、次ページをご覧ください。 販売会社は、当ファンドの受益者の募集の取扱いおよび販売、換金に関する事務、収益分配金・換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

※詳細につきましては、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

販売会社一覧 投資信託説明書（交付目論見書）のご請求、お申込先

金融商品取引業者等	金融商品取引業者	登録金融機関	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
エイチ・エス証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第35号	○			
株式会社SBI証券	○		関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
ちばぎん証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第114号	○			
播陽証券株式会社	○		近畿財務局長(金商)第29号	○			
楽天証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
岡三オンライン証券株式会社※	○		関東財務局長(金商)第52号	○	○	○	

※11月30日から販売開始予定

上記は当資料作成時点での予定を含む情報を記載しています。

ご留意事項

○当資料は、イーストスプリング・インベスメンツ株式会社が、当ファンドの参考となる情報の提供およびその内容やリスク等を説明するために作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。○当資料は信頼できると判断された情報等をもとに作成していますが、必ずしもその正確性、完全性を保証するものではありません。○当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。

○当資料で使用しているグラフ、パフォーマンス等は参考データをご提供する目的で作成したものです。数値等の内容は過去の実績や将来の予測を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。○投資信託は、預貯金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。○ご購入の際は、あらかじめ販売会社がお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)、契約締結前交付書面等(目論見書補完書面を含む)の内容を必ずご確認のうえ、投資のご判断はご自身でなさいますようお願いいたします。